

パブリック・コメント制度による

「第二次富士市住宅マスタープラン 後期計画（案）」

に対する意見募集の結果について

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集方法 ①富士市ウェブサイトへの掲載
②住宅政策課、各まちづくりセンター、中央図書館での閲覧
- (2) 募集期間 令和3年12月15日（水）～令和4年1月17日（月）
- (3) 意見提出方法 ウェブサイトの送信フォーム・電子メール・郵便・FAX
担当課への直接提出

2 意見募集結果

- (1) 意見提出者の数 1人
- (2) 提出された意見の数 1件
- (3) ウェブページアクセス件数 70件
- (4) 意見の反映状況
- 反映する（一部反映を含む） 件
 - 既に盛り込み済み 件
 - 今後の参考にするもの 1件
 - 反映できないもの 件
 - その他 件

令和4年2月

富士市 都市整備部 住宅政策課

「第二次富士市住宅マスタープラン後期計画（案）」の
パブリック・コメントに対する意見及び回答

反映結果の項目は、「1 反映する」、「2 既に盛り込み済み」、「3 今後の参考にするもの」、「4 反映できないもの」、「5 その他（案件とは無関係な意見等）」の5区分

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	<p>不動産会社と家主、交通事業者と連携をとり、維持管理、宅地開発やメンテナンス、プロパティマネジメントを一括管理する仕組みをつくることを提案したいと思います。</p> <p>昨今、住宅を「購入」がいいか、「賃貸」がいいかが議論されつつあります。現状の少子高齢化と、所得の二極化を見据え、臨機応変に変えていけばいいと思います。</p>	<p>御提案いただいた、本市の住宅政策を進めるうえで不動産に関する視点を取り入れることについては、計画の策定にあたり不動産業者をはじめとした住宅関連事業者の御意見を反映したものとしております。</p> <p>本計画においても少子高齢化等に対応する住宅セーフティネットの重要性を踏まえた施策を位置付けており、計画の推進にあたっては、今後、起こり得る社会経済情勢の変化に対応するよう計画の見直しができることとしておりますので、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	3 今後の参考にする
2			
3			